

平成 30 年 4 月

中核市ふくしま誕生

未来につながるまちづくり 新たなステージへ



〈案内パンフレット〉

福島市



平成 30 年 4 月に福島市は中核市に移行します。

このパンフレットでは、「中核市とは」「中核市になるとどうなる?」

「中核市移行により新しく行う事務の担当窓口」 などをお知らせします。

- ・中核市とは、中核市移行により
福島市が目指す“すがた”…………… P. 2
- ・県から移譲される主な事務、保健所のご案内…………… P. 3
- ・中核市になるとどうなる?…………… P. 4～5
- ・中核市移行により新しく行う事務の担当窓口…………… P. 6～8

中核市とは

中核市は平成 7 年度に創設された制度であり、人口規模が比較的大きな都市の権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政サービスを提供できるようにするものです。中核市になると、仙台市などの指定都市に次ぐ権限を持つことになり、保健衛生や福祉、環境分野などの県の事務権限の一部が移譲され、保健所も市が設置します。

平成 30 年 4 月 1 日には、全国の中核市は福島市を含めて 54 市になります。

＜中核市になるには＞

地方自治法の改正により、平成 27 年度から中核市の要件が人口 30 万以上から 20 万以上になりました。中核市になるには、総務大臣への申出が必要で、福島市は平成 29 年 7 月に申出を行い、同年 11 月に中核市の指定に関する政令が公布されました。

指定都市 (20 市) ＜要件＞人口 50 万以上 ・札幌市、仙台市、さいたま市など
中核市 (48 市) ＜要件＞人口 20 万以上 ・青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、郡山市、 いわき市など
施行時特例市 (36 市) ※特例市制度の廃止(平成 27 年 4 月 1 日)の際、 現に特例市である市 ・山形市、水戸市、つくば市など
その他の市 (687 市) ＜要件＞人口 5 万以上ほか

※市数は平成 30 年 2 月 1 日現在

大
権
限
小

中核市移行により福島市が目指す“すがた”

①市民のいのちと健康を守る拠点の構築

生涯を通じた健康づくり、保健衛生、健康危機管理の拠点として保健所を設置し、総合的な保健衛生サービスを提供することで、安全・安心で生涯をいきいきと暮らせるまちを目指します。

②市民サービスの向上

事務処理の迅速化、相談窓口の一本化により市民の利便性の向上を図るとともに、市の特色・実情を踏まえたまちづくりで魅力・活力あるまちを目指します。

③県北地方の中心都市として広域連携を推進

広域連携により圏域の社会経済の活性化を進め、中核市移行後は、将来にわたって持続可能な社会をつくるため、連携中枢都市圏の構築を目指します。

※連携中枢都市圏構想…圏域の中心市(中核市)が、近隣の市町村と連携し、それぞれの強みを生かし、人口減少・少子高齢社会においても、活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を目指す制度



県から移譲される主な事務

中核市移行に伴い、市保健所で行うことになる「飲食店の営業許可」「感染症のまん延防止のための措置」などの事務や「身体障害者手帳の交付」「保育所、特別養護老人ホームの設置認可」等の事務が県から移譲されます。

なお、新しく市で行う事務の担当窓口は、6～8ページをご覧ください。



区分	内容
保健衛生	●飲食店等の営業許可、監視指導、食中毒の調査 ●旅館業、理・美容所等の許可・届出、監視指導 ●診療所、薬局等の開設許可、病院、診療所、薬局等の監視指導 ●犬・猫の保護などの動物愛護、狂犬病予防 ●感染症のまん延防止のための措置 ●小児慢性特定疾病の医療費助成、相談
福祉	●社会福祉審議会の設置 ●身体障害者手帳の交付 ●母子父子寡婦福祉資金の貸付 ●保育所、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の設置認可、指導監査
環境	●ばい煙発生施設等の届出、指導、大気汚染状況の常時監視 ●廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物収集運搬業・処分業、使用済自動車解体業等の許可、指導
都市計画・建設	●屋外広告物の許可基準の制定 ●開発審査会の設置
教育・文化	●県費負担教職員の研修

保健所のご案内

市保健福祉センター（森合町）の3階などに保健所事務室を整備し、また、食品等の安全性について検査を行う検査棟及び犬猫保護施設を保健福祉センターの北側に新築しました。

保健所事務室 （保健福祉センター2、3階）



- ＜業務のご案内＞
- ・飲食店等の営業許可
 - ・食中毒発生時の調査
 - ・旅館業、理・美容所等の許可・届出
 - ・診療所、薬局等の開設許可
 - ・動物愛護業務
 - ・難病患者の療養相談
 - ・感染症の予防、相談 など



検査棟及び犬猫保護施設



- ＜検査棟のご案内＞
- ・食品検査
 - ・便検査 など
- ＜犬猫保護施設のご案内＞
- ・犬猫に関する相談
 - ・犬猫の保護、返還、譲渡 など

交通機関

- バス利用
福島駅東口より市内循環1・2コース「保健福祉センター」下車
- 自家用車利用
センター西側の立体駐車場及び南側駐車場をご利用ください。検査棟及び犬猫保護施設においでの方は、検査棟前にも駐車場がございます。

福島市が中核市に移行するまで

平成 27 年 4 月 1 日	中核市の指定要件を人口 30 万以上から 20 万以上とする地方自治法の一部を改正する法律が施行	平成 29 年 4 月 1 日	獣医師、薬剤師等の専門職を県に実務研修生として派遣
8 月 17 日、 12 月 1 日	市議会全員協議会	5 月 15 日	県知事へ中核市の指定の申出に係る同意の申入
10 月 7 日～	中核市移行に関する市民説明	7 月 7 日	県議会での議決を経て、知事から中核市の指定の申出に係る同意書交付
平成 28 年 1 月 19 日～ 平成 29 年 3 月 1 日	市議会「中核市移行に関する調査特別委員会」	7 月 25 日	総務大臣へ中核市の指定に係る申出
平成 28 年 6 月 20 日	福島市中核市移行基本方針、福島市保健所設置基本方針策定	10 月 13 日	保健所建設工事完了
6 月 22 日 ～8 月 31 日	自治振興協議会における各地区での説明	11 月 27 日	中核市の指定に関する政令の公布
7 月 4 日	市議会で「保健所整備設計等委託費補正予算」議決	12 月 27 日	市議会で中核市関連条例議決
平成 29 年 3 月 27 日	市議会で「中核市の指定に係る申出の件」議決	平成 30 年 4 月 1 日	福島市が中核市に移行

中核市になるとどうなる？

市の自主性・自立性を高め、地域の実情に合ったまちづくりを進めるためには、より多くの事務権限を持つ中核市への移行が有効です。市民の皆さんと共に考え、市が自らの判断と責任で移譲された権限を活用していくことは、市の特色や実情を踏まえたまちづくりを進めるチャンスが広がることになります。

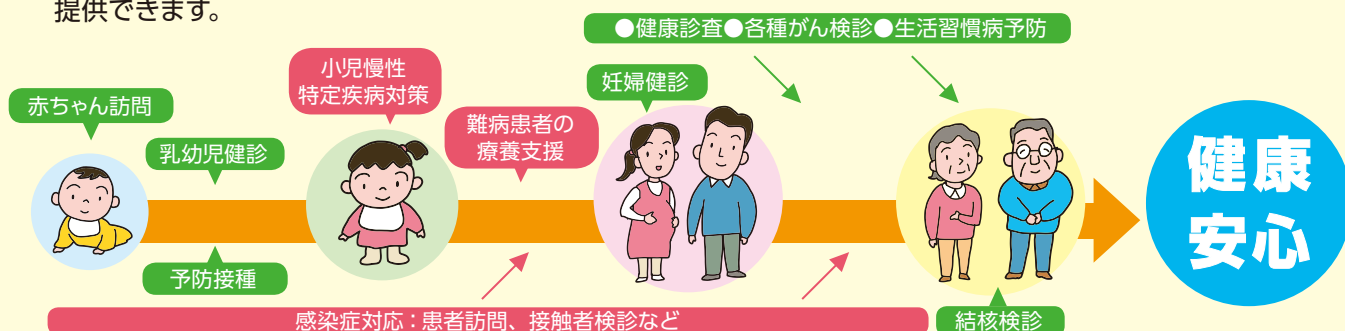
中核市への移行はゴールではなく、**新たなまちづくりのスタートです！**

保健所の設置（いのちと健康を守る拠点の構築）

市が行ってきたサービス（母子保健、成人保健等）と県保健所が行ってきたサービス（感染症対応、難病対策等）を市保健所等で一元的に実施します。

→赤ちゃんから高齢者まで切れ目のない**総合的な保健衛生サービス**が提供できます。

● …… 市が行っているサービス
● …… 県から移譲されるサービス



食中毒や感染症等からの健康被害の予防、拡大防止のため、平常時からの食品、環境衛生の監視業務や指導を行います。また、食中毒等の原因究明にあたっては、市の検査体制を整え、早期の原因究明に努めます。

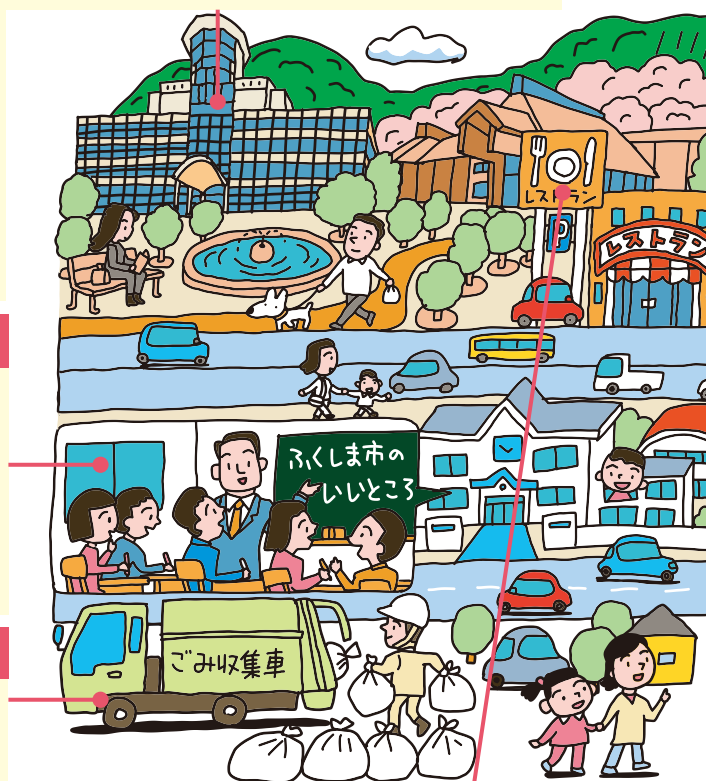


→**健康危機管理の体制を強化します。**

教職員研修の実施

市の教育方針に沿った市独自のプログラムで市立小・中学校・特別支援学校の教職員の研修を行います。

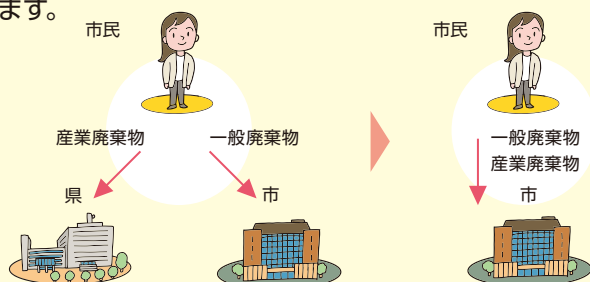
→教職員の資質向上はもとより、ふるさとに誇りと愛着を持った児童生徒の育成に役立つものであり、将来にわたって、**ふるさとを愛する人材の育成**につながります。



廃棄物処理窓口の一本化

一般廃棄物事務に加え、産業廃棄物事務も市が行うことになり、廃棄物に関する窓口が一本化されます。

→市民からの不法投棄の通報に対し、迅速で**一体的な対応**ができます。



屋外広告物の許可基準の制定

市の景観まちづくり計画と連携した屋外広告物の景観誘導を行うことが可能になります。

→本市の美しい**自然景観や街なみと調和のとれた景観を保全・創出**していくことが可能になります。

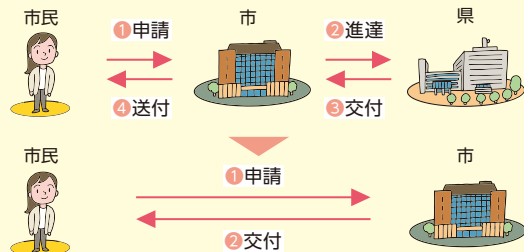
身体障害者手帳交付手続きなどの一元化

身体障害者手帳の交付など、県、市の2段階で行っている手続きが一元化されます。

(例) 身体障害者手帳の交付、母子父子寡婦福祉資金の貸付、民生委員の国への推薦など

→事務処理の**効率化・迅速化**につながり、申請から交付までの期間が短縮されます。

(身体障害者手帳の場合)



市の特色や実情を踏まえた基準

施設の運営基準などこれまで県で定めていたものを、市で定められるようになります。

<市独自の取り組み>

●特別養護老人ホームなどの介護・高齢者福祉施設等の運営規程(平成30年4月条例施行)

施設の運営規程に虐待防止に関する事項、個人情報の保護に関する事項を盛り込むように規定します。

→虐待の予防と利用者の保護につながります。

●社会福祉審議会の専門分科会(平成30年4月条例施行)

民生委員審査、障がい者福祉、児童福祉に関する専門分科会のほか、地域福祉と高齢者福祉に関する専門分科会を設置します。

→子どもから高齢者まで切れ目のない福祉施策の推進につながります。

●開発審査会における包括承認基準(今後の審査会において審議)

審査案件のなかでも、件数が比較的多いものについては、審査会に上程しないとする包括承認基準を検討します。

→審査から許可までのスピードアップを図ります。

市の体制強化

●発言機会の拡大

中核市になると国と直接やりとりする機会が多くなります。また、中核市市長会では、中核市共有の課題に対する調査、研究を行っています。

→国等に対する提案や意見表明の機会が拡大します。

●災害時相互応援協定の締結

中核市市長会を通して、中核市のいずれかの市域で災害が発生した場合に、被害を受けていない市が応援協力する災害時相互応援協定を締結します。

→災害時に物資の提供や職員の派遣を受けることができ、災害発生時の対応がさらに強化されます。

●包括外部監査の導入

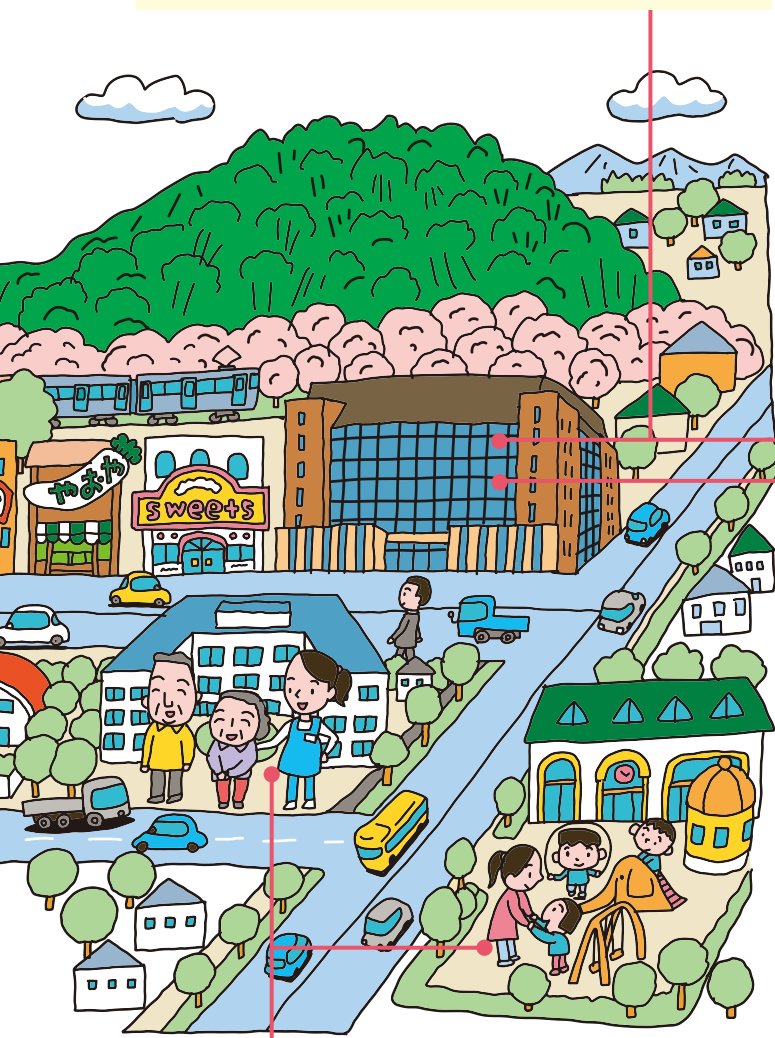
都道府県等と同様に包括外部監査を導入します。

→行政に対する監査機能が強化され、より一層行政の透明性が高まります。

保育所や特別養護老人ホームの設置認可

保育所や特別養護老人ホームなどの施設の設置認可、指導監査を行います。また、施設の職員配置や居室面積などの基準を市が定めるようになります。

→指導監査などを通して、実態の詳細な把握が可能になることから、事業者・利用者に対し**きめ細かな対応**が可能になります。



中核市移行により新しく行う事務の担当窓口

福島市の中核市移行により、これまで市民（または事業者）の皆さんが福島県の窓口で行っていた下記の手続き（業務）は、平成 30 年 4 月 1 日から福島市の窓口に変更となります。

なお、中核市移行により新たに設置する「福島市保健所」は福島市を所管し、既存の福島県県北保健福祉事務所（県北保健所）は、引き続き、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村を所管します。

※平成 30 年 3 月 31 日までの市保健所に関するお問い合わせは、保健所準備室（TEL535-1111 内線 6508・6509）までお願いします。

1. 保健衛生関係

1. 保健衛生関係		担当課	場所
医事・薬事			
●病院・診療所・助産所の開設許可申請、届出、医療監視	保健所総務課医事業事係 TEL：597-6221 ※平成 30 年 4 月 1 日新設	福島市保健福祉センター3階	
●医療法人の設立認可申請、届出			
●施術所及び歯科技工所の開設の届出、監視指導			
●薬局の開設許可、届出、監視指導			
●高度管理医療機器等販売業（貸与業）、管理医療機器販売業（貸与業）の許可、届出、監視指導			
●医薬品店舗販売業・特例販売業、医薬品（薬局製造販売医薬品に限る）製造業・製造販売業の許可、届出、監視指導			
●毒物劇物販売業者の登録、届出、監視指導			
●毒物劇物業務上取扱者届出、監視指導			
資格免許関係			
●医療従事者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床検査技師、診療放射線技師）及び登録販売者の免許の申請	保健所総務課医事業事係 TEL：597-6221 ※平成 30 年 4 月 1 日新設	福島市保健福祉センター3階	
●業務従事者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士）の届出	保健所衛生課生活衛生係 TEL：597-6319 ※平成 30 年 4 月 1 日新設		
●クリーニング師の免許の申請	保健所衛生課食品衛生係 TEL：597-6358 ※平成 30 年 4 月 1 日新設		
●調理師及び製菓衛生師の免許の申請	保健所健康推進課 健康増進係 TEL：573-4384 ※平成 30 年 4 月 1 日新設	福島市保健福祉センター2階	
●栄養士及び管理栄養士の免許の申請			
各種保健衛生統計			
●人口動態調査、医療施設静態・動態調査、患者調査、病院報告等の衛生統計	保健所総務課総務管理係 TEL：525-7670 ※平成 30 年 4 月 1 日新設	福島市保健福祉センター3階	
生活衛生			
●理容所、美容所、クリーニング所及びコインランドリーの開設届出等、検査、監視指導	保健所衛生課生活衛生係 TEL：597-6319 ※平成 30 年 4 月 1 日新設	福島市保健福祉センター3階	
●興行場、旅館業及び公衆浴場業の営業許可等、監視指導			
●温泉利用の許可、成分等の掲示、監視指導			
●特定建築物の届出、立入検査			
●遊泳用プールの監視指導			
食品衛生			
●食品等の営業許可	保健所衛生課食品衛生係 TEL：597-6358 ※平成 30 年 4 月 1 日新設	福島市保健福祉センター3階	
●食品等営業施設に対する監視指導			
●食品の収去検査			
●食中毒の発生時の調査			
●給食施設の届出、監視指導			
●食品表示に関する相談			

動物愛護		
●放浪犬の捕獲、抑留、飼い主への返還 ●動物取扱業の登録、届出、監視指導 ●犬・猫の譲渡 ●特定動物の飼養許可、届出、監視指導 ●飼い犬・飼い猫の引き取り ●化製場等の設置許可、監視指導 ●負傷した犬猫等の収容 ●と畜場の設置許可、監視指導 ●ペットに関する相談 ●食鳥処理場の設置許可、監視指導	保健所衛生課動物愛護係 TEL：597-6409 ※平成30年4月1日新設	福島市保健 福祉センター3階
結核・感染症対策		
●感染症の発生の届出、調査 ●感染症指定医療機関（結核指定医療機関に限る）の指定 ●結核等感染症患者に対する医療費公費負担の申請／結核等感染症に関する相談 ●エイズ検査、相談 ●肝炎治療受給者証交付申請／肝炎ウイルス検査、相談 ●結核児童の療養給付	保健所健康推進課 感染症対策係 TEL：572-3152 ※平成30年4月1日新設 こども政策課母子保健係 TEL：525-7671	福島市保健 福祉センター2階
栄養		
●国民健康・栄養調査 ●特定給食施設の届出、立入検査	保健所健康推進課健康増進係 TEL：573-4384 ※平成30年4月1日新設	福島市保健 福祉センター2階
妊娠・出産		
●特定不妊治療費助成の申請／不妊相談 ●不育症治療費助成の申請／不育相談 ●妊娠高血圧症候群等療養支援費支給の申請	こども政策課母子保健係 TEL：525-7671	福島市保健 福祉センター2階
小児慢性特定疾病・難病等		
●小児慢性特定疾病医療費助成の申請／小児慢性特定疾病児童等の療養に関する相談 ●指定難病医療費助成の申請／難病患者の療養に関する相談	こども政策課母子保健係 TEL：525-7671 保健所健康推進課健康増進係 TEL：573-4384 ※平成30年4月1日新設	福島市保健 福祉センター2階
2. 福祉関係		
	担当課	場所
ひとり親家庭等		
●母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 ●ひとり親家庭等への就業支援相談	こども政策課こども家庭係 TEL：525-3780	福島市保健 福祉センター2階
養育医療		
●養育医療機関の指定	地域福祉課医療助成係 TEL：525-3747	福島市役所 本庁舎2階
身体障害者手帳		
●身体障害者手帳の交付（申請受付から手帳交付までの事務）	障がい福祉課障がい給付係 TEL：525-3796	福島市役所 本庁舎1階
精神保健		
●精神保健福祉に関する相談	障がい福祉課自立支援係 TEL：525-3746	福島市役所 本庁舎1階
社会福祉審議会		
●社会福祉審議会の設置、運営	地域福祉課地域福祉係 TEL：525-3747	福島市役所 本庁舎2階
民生委員		
●民生委員の定数の決定、国への推薦	地域福祉課地域福祉係 TEL：525-3747	福島市役所 本庁舎2階
生活保護、生活困窮者自立支援		
●保護施設の設置認可 ●生活保護医療機関等（病院、診療所、歯科、訪問看護ステーション、薬局、施術等）の指定 ●生活保護介護機関の指定 ●生活困窮者就労訓練事業の認定	生活福祉課生活支援係 TEL：525-3725 生活福祉課保護第一係 TEL：525-3725 生活福祉課保護第二係 TEL：525-3725 生活福祉課生活支援係 TEL：525-3725	福島市役所 本庁舎2階

指定サービス事業者及び社会福祉施設等

●保育所、幼保連携型認定こども園の設置認可、認可外保育施設の届出	こども育成課保育施設指導係 TEL：525-3750 ※平成 30 年 4 月 1 日新設 ※ 3 月 31 日までは同番号の保育係までお問い合わせください。	福島市保健福祉センター 2 階
●保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設の実地指導・監査 備考 ※幼稚園型認定こども園の指導監査は、県が引き続き行います。 ※保育所型認定こども園は、市は保育所部分、県が認定こども園の指導監査をそれぞれ行います。	地域福祉課法人監査係 TEL：535-1111 内線 3528 こども育成課保育施設指導係 TEL：525-3750 ※平成 30 年 4 月 1 日新設 ※ 3 月 31 日までは同番号の保育係までお問い合わせください。	福島市役所本庁舎 2 階 福島市保健福祉センター 2 階
●指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設（または一般相談支援事業者、地域活動支援センター、福祉ホーム）等の指定	障がい福祉課障がい庶務係 TEL：525-3748	福島市役所本庁舎 1 階
●指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設（または一般相談支援事業者、地域活動支援センター、福祉ホーム）等の実地指導・監査 備考 指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設の指定、実地指導・監査は、県が引き続き行います。	地域福祉課法人監査係 TEL：535-1111 内線 3528 障がい福祉課障がい庶務係 TEL：525-3748	福島市役所本庁舎 2 階 福島市役所本庁舎 1 階
●指定居宅サービス事業者、介護老人福祉施設等の指定（許可）	長寿福祉課長寿福祉係 TEL：525-7656	福島市役所本庁舎 2 階
●指定居宅サービス事業者、介護老人福祉施設等の実地指導・監査	地域福祉課法人監査係 TEL：535-1111 内線 3528 長寿福祉課介護給付係 TEL：525-6587	
●養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの設置等の認可等及び有料老人ホームの設置等の届出	長寿福祉課長寿福祉係 TEL：525-7656	
●養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームの実地指導・監査	地域福祉課法人監査係 TEL：535-1111 内線 3528 長寿福祉課介護給付係 TEL：525-6587	
●自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定	障がい福祉課障がい給付係 TEL：525-3796	福島市役所本庁舎 1 階

3. 環境関係

産業廃棄物・PCB・自動車リサイクル等		
●廃棄物処理施設設置の許可、産業廃棄物収集運搬業（一部） 及び処分業の許可、産業廃棄物の適正処理指導	廃棄物対策課 TEL：529-5266 ※平成 30 年 4 月 1 日新設 ※ 3 月 31 日までの問い合わせは、 清掃管理課清掃管理係 TEL：525-3744 までお願いします。	福島市役所 本庁舎 9 階
●ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の保管・処分の状況に関する届出		
●使用済自動車の再資源化に関する法律に基づく引取業、フロン類回収業の 登録及び解体業、破砕業の許可		
浄化槽		
●浄化槽保守点検業者の登録	下水道総務課普及推進係 TEL：525-3768	福島市役所 本庁舎 5 階
大気汚染防止等		
●大気汚染防止法に基づく届出	環境課環境保全係 TEL：535-1111（代表） ※平成 30 年 4 月 1 日新設 ※ 3 月 31 日までの問い合わせは、 環境課環境企画係 TEL：525-3742 までお願いします。	放射線モニタリング センター内 (福島市桜木町 8-13)
●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出		
●福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出		
●特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出		

4. 都市計画・建設関係

	担当課	場所
屋外広告物		
●屋外広告業の登録 備考 福島県に登録されている場合でも、福島市内で屋外広告業を営業する場合には、届出が必要となります。	都市計画課景観係 TEL：525-3761 ※平成 30 年 4 月 1 日新設 ※ 3 月 31 日までの問い合わせは、開発建築指導課開発審査係 TEL：525-3790 までお願いします。	福島市役所本庁舎 6 階
住宅事業の登録		
●サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	建築住宅課住宅企画係 TEL：529-7693	福島市役所本庁舎 5 階
●住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録		

【すでに県（県保健所等を含む）から許可などを受けている皆さんへ】

福島県から福島市に移譲される業務につきまして、平成 30 年 3 月 31 日までに福島県知事（または県北保健所長等）の許可などを受けている場合は、福島市長（または市保健所長）の許可などを得たものとみなされますので、改めて許可などを受ける必要はありません。（一部の事務を除く）
ただし、平成 30 年 4 月 1 日以降に更新、変更などが必要な場合は福島市役所の担当課で手続きをしてください。

【手数料の支払い方法について】

県（県保健所等を含む）での手数料の支払い方法は、福島県収入証紙による納付でしたが、福島市での手数料の支払いは現金、または納付書による金融機関での支払いになります。 ※免許申請等の一部の事務では、引き続き福島県収入証紙での納付となります。（証紙は、市保健所内で購入できます）